

静岡県告示第390号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和5年6月9日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年6月9日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	伊東西伊豆線	伊豆市地藏堂字 檜山坂 589 番の 3	前	6.8~7.6	20.0
			後	6.8~41.7	20.0

=====

静岡県告示第391号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和5年6月9日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年6月9日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	掛川浜岡線	御前崎市池新田字下松原坪 3293 番の 1 地先から 御前崎市池新田字外川田坪 3910 番の 1 地先まで	前	14.5~16.9	76.9
			後	16.0~20.0	76.9